

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 51 年 3 月まで

私が所持する年金手帳には、昭和 46 年 10 月に国民年金に加入したと記載されているが、年金記録を確認すると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、当時、亡き養父が行ってくれていたと思う。昭和 52 年 5 月に婚姻した妻からも、亡き養父が、納付組織である婦人会の集金により私の保険料を欠かさず納付してくれていたと聞いている。

亡き養父に係る国民年金保険料は全て納付されており、亡き養父が婦人会の集金により保険料を納付していたにもかかわらず、私の保険料だけを未納のままにしておくとは考えられないことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、亡き養父が行ってくれていたと思うとしているものの、申立人自身は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人は、「昭和 46 年 10 月に国民年金に加入したはずである。」と主張しているが、国民年金被保険者台帳管理簿及び同手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月に A 町において初めて払い出されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、当該払出時点において、申立期間のうち、46 年 10 月から 49 年 6 月までは、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、残余の期間についても過年度保険料の扱いと

なるため、婦人会等の納付組織に集金してもらうことはできなかったものと考えられる。

さらに、A町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る昭和51年4月以降の国民年金保険料が同年11月以降に納付された記載が確認できるが、申立期間については保険料が納付された記載は無く、オンライン記録でも未納で一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。